

令和8年度柏崎市立鯖石小学校いじめ防止基本方針

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

※ いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめ解消の定義（「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定について）

○いじめに係わる行為が止んでいること。少なくとも3ヶ月を目安とすること。

○被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。本人及びその保護者に対し、面談等で確認すること。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。

1 いじめ防止等の基本的な考え方

(1) いじめに対する基本認識

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、人として決して許されない行為であるという、いじめに対する認識を全教職員で共有する。いじめ防止対策推進法第4条では、「児童等は、いじめを行ってはならない。」（いじめの禁止）とされている。

そして、「いじめは、どの学校・学級でも起こり得るものであり、いじめ問題に全く無関係で済む児童はいない」という共通認識に立ち、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにするため、いじめ防止対策推進法第8条に基づき、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

(2) 学校及び学校の教職員の責務（いじめ防止対策推進法第8条）

学校及び学校の教職員は、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめの未然防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

2 いじめの防止等の対策のための組織

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、校長、教頭、教務、生活指導主任、担任、養護教諭、特別支援コーディネーターによる「いじめ対策委員会」を設置して、同委員会を定期的に開催し、本方針に基づく取組の実行、進捗状況の確認、定期的検証等を行う。

また、いじめ等が発見された場合は臨時に開催し、早期対応にあたる。

3 いじめの未然防止の取組

(1) 分かる授業づくり

- 校内研修に基づく「つないでつくる」「分かる」授業の実践
- 「学び合い」の場面の設定・・・「ペアトーク」「グループワーク」など
- 基礎的・基本事項の徹底習得（朝学習を活用して）
- 中学校区版「学びのスキル」に基づく学習規律の定期的な確認・徹底

(2) 達成感をつないで主体的な学校生活をつくる6つの教育期

- 6つの教育期での「めざす子どもの姿」を達成するための教育活動と方策
- 期ごとの児童のふり返り行う。それをもとにした情報交換を行い、児童の実態把握、今後への方策を練る。

(3) 人権・同和教育の充実

- 教育活動全体を通して「いじめをしない、させない、ゆるさない」という認識をもてるように指導する。
- 学習参観時に、人権教育・同和教育に関する授業を行い、懇談会で保護者と話し合う機会を設ける。

(4) 道徳教育の充実

- 一人一人のよさや違いを認め合うことの大切さを実感させ、人権意識・自尊感情を育む活動の充実
- 自分の気持ちを素直に表現し、相手の気持ちを考えて行動しようとする態度と実践力の定着を図る道徳授業の工夫

(5) 特別活動の充実

- 児童を主体とした諸活動の計画・運営の推進（1年生を迎える会、鯖小祭り、6年生を送る会など）
- 委員会が企画、運営するイベント活動
- 「きずなスクール集会」の企画・運営（「きずな強調週間」に合わせて実施）
- 代表委員会や学級活動での、児童主体の学校生活上の諸問題の解決

(6) 特別支援教育の充実

- 特別な支援を要する児童について、児童への正しい理解指導
- 特別な支援を要する児童の対応を、教育活動の中で最優先する。

(7) 体験活動の充実

- 他者や自然・社会との直接的なかわりを通じたコミュニケーション能力、生命畏敬の念、感動する心の育成
- 勤労・福祉・ボランティア体験等の発達段階に応じた計画的な教育活動の充実
- 縦割り班「八石班」の活動の重視（清掃、全校登山、鯖小祭り、長縄大会等）
- 小中交流活動の充実（鯖小祭り、ようこそ後輩等）
- 生活科、総合的な学習の時間、クラブ活動などでの地域講師との学び

(8) 学級経営の充実

- 話し合い活動、学級会、協力し合う活動、よいと判断したことを自ら実践する活動の工夫
- 「学級開き」をスタート、「学級じまい」をゴールとし、教育期ごとにめあてをもって計画的に進めていく確かな学級経営
- 統合初年度であることを踏まえ、高柳地区、鯖石地区、双方の児童の居場所づくり・絆づくりを大切にしたい温かい学級経営

(9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

- 全校児童のインターネットの使用状況等の現状把握
 - ・ 携帯電話等やインターネット利用に係る実態を把握し、関係機関との連携の下、適切に対応できるよ

う学校の教職員対象の研修会を実施するなど、インターネットを通じて行われるいじめに対する対策を講じる。

○児童及び保護者に対する情報モラル教育や啓発活動の実施（講師を招いての学習会）

- ・児童がインターネット等を適切に活用する能力を習得することができるよう、情報モラル教育及び啓発活動に関する施策の推進に努める。
- ・年度初めに「学習用 iPad 活用のルール」を配付、確認し、適切に活用していく。

○中学校区でのメディアルールについての確認、今後の取組などの話し合い（12月）

(10) 教職員の業務負担軽減

行事・活動の見直しを図り、精選、重点化を行うことで、教職員一人一人が子どもと係わる時間を確保する。

4 いじめの早期発見のための取組

(1) アンケート調査の実施

いじめを早期に発見するために、年6回以上、児童に対する生活アンケートを実施する。
記名式、無記名式、持ち帰りなど、工夫してアンケートを実施する。

(2) 教育相談の実施

- 生活アンケート後、全校児童を対象とした教育相談を実施する。
- スクールカウンセラーとの面談を実施し、児童理解に役立てる。

(3) アンケート結果、教育相談後の職員研修

アンケート結果や教育相談を行った後、全職員で情報を共有したり、方策を検討したりする。

(4) 日記や連絡帳の活用

日記や連絡帳を活用して、児童及び保護者との連絡を密にし、信頼関係を構築する。

(5) 子どもを語る会

- 木曜日の放課後、その週の児童やクラスの様子を担当や養護教諭、級外職員が話す。
- 情報を共有し、対応が必要なときは全員で方策を考え動く。

5 いじめに対する早期対応

- (1) 教職員は、いじめに関する相談を受けた場合、またはいじめと思われる行為を見つけた場合は、速やかに管理職に報告する。
- (2) 校長は、速やかにいじめ対策委員会を開催し、いじめの事実の有無の確認を行うための措置を講じ、いじめと認知した場合は、教育委員会に電話で第一報を入れ、その後「いじめ認知状況報告書」により報告する。
- (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめ対策委員会が中心となって対応を協議し、いじめを受けた児童及び保護者に対する支援と、いじめを行った児童に対する指導、並びにその保護者に対する助言を継続的に行う。
- (4) 校長は、必要があると認めるときは、いじめを行った児童について、いじめを受けた児童が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた児童が安心して教育を受けるために必要な措置を講ずる。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては警察署等と連携して対処し、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。
- (6) いじめを受けた児童及び、いじめを行った児童の指導・支援については必要に応じて関係機関（児童相談所、子育て支援センター、スクールカウンセラー等）と連携し、支援会議を行い

適切に対応する。

(7) いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

①いじめに関わる行為が止んでいること

いじめを受けた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が少なくとも3ヶ月続いていること。

②いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめを受けた児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面談等で確認する。

*解消している状態とは、あくまでひとつの段階に過ぎず、いじめが再発する可能性が十分にあることを踏まえ、いじめを受けた児童及びいじめを行った児童については、日常的に注意深く観察する。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

○ いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

○ いじめにより児童が相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

○ 児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態への対応

○ いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月文部科学省）により適切に対応する。

○ 学校は重大事態が発生した場合、速やかに教育委員会へ事態発生について報告する。

○ いじめ防止対策委員会を中核に、教育委員会と連携として、以下の事項に留意し、初期調査を実施する。

- ・重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつごろから）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に調査し、明確にする。
- ・在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査の実施に当たっては、いじめを受けた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先として調査を行う。
- ・質問紙調査の実施により得られた結果については、いじめを受けた児童又はその保護者に提供する場合があることを、予め調査対象となる児童やその保護者に説明する等の措置をとる。
- ・因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであるとの認識の下、調査に当たる。
- ・いじめを受けた児童からの聴き取りが可能な場合、次のア～ウを行うこと
 - ア いじめを受けた児童からの聴き取りにおいては、事情や心情を十分に聴き取る。
 - イ いじめた児童等に対して適切な指導を行い、いじめ行為を速やかに止める。
 - ウ いじめを受けた児童の状況に合わせた継続的な心のケアに努め、落ち着いた学校生活復帰の支援や

学習支援等を行う。

・いじめを受けた児童からの聴き取りが不可能な場合（いじめを受けた児童の入院や死亡等の場合）当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と調査について協議してから着手する。

○ いじめを受けた児童及びその保護者に対して、調査の結果を適時・適切に情報提供する。

○ 調査結果を教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置をとる。

7 教職員研修と保護者学習会（説明会）の実施

(1) いじめ防止等に関する教職員研修の実施

○いじめの防止等（いじめの未然防止・早期発見・早期対応）に関する研修を年間計画に位置付けて実施し、日々の観察の仕方等、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

○学校として特に配慮が必要な児童（障害のある児童、帰国子女や外国人の児童、被災児童など）についての情報提供、理解を教職員全員で行い、対応していく。

(2) いじめ防止等に関する保護者学習会（説明会）の実施

4月のPTAの会合等を利用して、学校いじめ防止基本方針、いじめ防止等に関して保護者に協力いただきたいこと等を学習（説明）する機会を設け、いじめの防止等に関する保護者の意識向上を図る。

8 いじめ防止の年間計画

「いじめ対策委員会」が中核となつて行う会議の開催時期、校内研修等の開催時期、その他個別面談や教育相談等のいじめ防止等に関する取組の年間計画を作成する。

【別表；いじめ防止等のための年間指導計画】

9 学校評価と基本方針の検討

(1) 学校評価における留意事項

学校評価において、いじめ防止等の取組内容を評価・改善を図るとともに、学校関係者評価を活用して、学校と家庭・地域の連携・協力体制の下、いじめ防止等に関する取組を推進する。また、その評価結果を年度末に「学校評価報告書」に記載して、教育委員会に報告する。

(2) 学校いじめ防止基本方針の検討

国及び県、市の動向等を勘案して、基本方針を見直し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

10 家庭・地域への啓発と広報

策定した学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページで公開する等の工夫を行い、周知を図る。また、学校だより等で、家庭・地域に対して、いじめを防止することの重要性や理解を深めるための啓発を行い、互いに連携していじめ防止の取組を推進するための広報に努める。

【別表；いじめ防止等のための年間計画】

◆縦割り班にかかわる取組 ★小中連携にかかわる取組 ▲保小連携にかかわる取組

期	月	主に子どもにかかわる取組	主に保護者にかかわる取組	主に職員にかかわる取組
I	4	・学級開き ◆縦割り班発足式 ・一迎会	・PTA 総会 ・学級懇談会① ・家庭位置確認	・職員会議『「鯖石小いじめ防止基本方針」の共通理解』
	5	・大運動会 ・生活アンケート①		・生活アンケート①の集約、教育相談
	6	・きずな強調月間① ◆全校登山 ◆体力テスト	★学校評議員会①	
	7	・「鯖石小の教育についてのアンケート①」 ・生活アンケート② ▲◆鯖小祭り	・「鯖石小の教育についてのアンケート①」 ・個別懇談（全家庭） ・地区教育懇談会	・生活アンケート②の集約、教育相談 ・地区教育懇談会
II	8			★小中合同研修会①
	9	・鯖石あいさつウィーク	・鯖石あいさつウィーク	・鯖石あいさつウィーク
III	10	★鯖石ロードレース大会		
	11	・学習発表会 ・生活アンケート③	・個別懇談	・生活アンケート③の集約、教育相談
IV	12	・「鯖石小の教育についてのアンケート②」 ・人権教育強調週間 ・「生きる」を活用した授業 ・きずな強調月間② ★東中体験授業	・「鯖石小の教育についてのアンケート②」	・「生きる」を活用した授業 ★小中合同研修会②
V	1	・生活アンケート④	★東中保護者説明会 ★学校評議員会② ・鯖小の教育を語る会	・「鯖石小の教育についてのアンケート②」の集約・分析 ・生活アンケート④の集約、教育相談
	2	▲新1年生交流会 ・なわとび大会 ◆6年生への感謝活動	・学級懇談会②	
	3	・六送会 ◆縦割り班解散式 ・学級じまい		・鯖石の子どもを語る会 ・「鯖石小いじめ防止基本方針」の見直し

通 年	★あいさつしようデー（毎月 10 日） ◆縦割り班清掃（毎週火・木）	★あいさつしようデー（毎月 10 日）	・子どもが達成感や満足感を感じられる「つないでつくる」授業づくり ・互いに認め合い、高め合う学級集団づくり ・SC 教育相談 ・子どもを語る会（毎週木曜日の放課後） ・すこやか委員会（随時）
-----	---------------------------------------	---------------------	---

いじめに対する早期対応

